

ジエンキンズの耳戦争における

北米植民地の西インド派兵（一七四〇―四二年）

——軍事・戦争からの大西洋史試論——（下）

森*
丈
夫

第三章 マサチューセッツにおける募兵プロセスと植民地における帝国戦争

（一）マサチューセッツにおける募兵プロセス

本節ではまずマサチューセッツの代議会議事録と参事会議事録における西インド派兵に関する記事の時系列に従いながら、総督ベルチャーの書簡、新聞などの史料で情報を捕捉し、マサチューセッツにおける西インド派兵の募兵プ

ロセスとそこから観察できる代議会の対応の特徴を検討する。

上記のようにマサチューセッツでは、一七四〇年四月に総督ベルチャーの指揮の下、西インド派兵の募兵が開始されたが、派兵への財政支出に関するベルチャーと代議会の折衝は五月の議公会会期から開始されている。一七二九年に総督に着任したマサチューセッツの商人家系出身のベルチャーは、本国政府と植民地代議会の間で長年にわたる対立課題であつた固定給与問題を決着させるなど、一七三九年の紙幣発行許可問題（後述）や翌年の土地銀行問題で代議者と政治対立を起すまで、本国と植民地双方の利害の妥協点を探りつつ、マサチューセッツに政治的安定をもたらした政治家であつた。^①五月二九日の総会議（代議会と参事会の合同議会）における演説で、ベルチャーが「王の任務と名譽」のために財政支出を要請すると、代議会はまずは肯定的に応じた。代議会は「王の名譽と本国への貢献のため」として、募兵委員会を設置し、委員会の報告に応じて、各兵卒に奨励金を五ポンドと毛布、各部隊の維持費に五〇ポンドの支出を財務局に命令したのである。ただし、あくまで命令では「將校任命辞令が到着し、正規軍が編成されてから」と支払いについて規定されており、代議会は財政支出に慎重な姿勢であつた。マサチューセッツでは募兵も実質的に開始されていたことから、ベルチャーは、六月二三日の総会議における演説で、代議会の拠出額が少なく、支払いもされないとして「恥」「不名譽」として批判した。^②

事態が大きく動いたのは、北米に派遣された遠征隊の准将ブレイクニーがポストンに六月二三日に到着し、国務大臣の追加指令書と將校任命辞令を植民地政府に届けてからであつた。六月三〇日にベルチャーは再び総会議に奨励金

およびジャマイカまでの部隊の維持費・輸送費を求め、七月七日には九名を大尉（候補者）として正式に募兵許可を与えた（各部隊一〇〇名、計九〇〇名、後に一名追加）。これを受け、翌日、代議会は正式に諸費用の拠出を決定している。同一〇日にはベルチャーは各大尉に募兵許可（bearing up）を与え、これによってマサチューセッツにおける遠征軍の編成が正式に開始されたのであった。⁽³⁾

しかしながら、この追加指令に対するベルチャーの対応が後に混乱を生む原因となった。国王からマサチューセッツに割り当てられた部隊数（将校任命辞令数）は四（四〇〇人）であったが、ベルチャーは七月二九日までこの数字を伏せたまま、一〇中隊の編成のための資金拠出を代議会へ要請し、上記のように大尉に募兵を許可していたのである。そもそも代議会は五部隊分の費用を想定していたが、この要請により、部隊の人数を「一〇〇人以下」と想定して、奨励金その他の拠出額を定めざるを得なかった。⁽⁴⁾ フォスターが明らかにしたように、イギリス国内の世論を宥めるためにも西インド遠征の成功を重視したニューカッスルは、同年の紙幣発行許可問題（後述）で代議会との間に対立を抱えたベルチャーの下では募兵が遅滞するとの進言をベルチャーの政敵とつながりを持つロンドン商人のタウンゼントなどから受けており、確実な募兵を期して、マサチューセッツ総督の座を狙うシャーリに秘密裏に募兵を依頼していた。ベルチャーはその情報入手し、「国王は四〇〇人を望んだが、私は一〇〇〇人出す」（七月一日）と友人に言うように、批判を打ち消し、総督の地位を固守する業績作りのために定員を上回る募兵を行なったのである。⁽⁵⁾ ただし国王の追加指令では、「できるだけ多く兵を集める」ことが命じられており、総督が証明書 certificate を

与えれば中隊を編成した大尉はジャマイカで将校任命辞令を受けられると規定されていたことから、ベルチャーの措置は必ずしも制度上は不適切な行為であったわけではない（実際、マサチューセッツは将校任命辞令を持たない一部隊（ウインスロウ隊）を追加し、最終的に割当数を超えた五部隊を従軍させている⁶⁾）。

だが、七月末までに募兵がほぼ完了した後、七月二十九日に植民地政府から辞令が交付される段階になると部隊にも辞令の不足が判明し、マサチューセッツの募兵運営は大きく動揺した。八月四日にシャーリが「四しか将校任命辞令がないのに一〇中隊が集められた。…落胆して、一つは解隊、二つは解隊寸前である」と報告するように、遠征に消極的な姿勢を示す部隊もあらわれた⁷⁾。各部隊は奨励金と食費を受け取りポストンで訓練を続けたものの、八月三日になって代議会は「王の任務として適切なのは四中隊を送ること」であり、ジャマイカまでの部隊維持費と輸送費を四中隊にのみ支出すると決定を変更した。代議会の判断は、①正式な将校が不在の部隊を送る危険性、②部隊の監査の結果、各部隊の兵員数は六〇―七〇名しかおらず、奨励金の過剰支出の疑いがあること、③一〇中隊を送った場合には追加の財政負担が必要となり「植民地防衛も不十分な現状」に大きな支障をきたすという理由に基づいていた。このような代議会の判断には、部隊からの要望も寄与していた。八月二十八日にはリチャーズの部隊に属するキャリーが五〇人の兵とともに奨励金と食費の未払いの状況を述べ、食費が高騰しているため、「総会議に解隊して欲しい」との訴えを行なっている⁹⁾。代議会は、辞令のない部隊に関する検討委員会を設け、「今さら変えられない」というベルチャーの意見を退けて、解隊を命じる総督令を出すよう要請し、ベルチャーも承諾した。ベルチャーは「議会が国

「王の辞令がない全ての人が行くのを妨げた」とニューカッスルに不平を述べているように、代議会がベルチャーから主導権を奪うことよって、マサチューセッツでの募兵事業は終了したのである。¹⁰⁾

さて、以上のようなマサチューセッツの募兵プロセスから、代議会の本国による派兵要請への対応について、いかなる特質が見いだせるであろうか。まず明確なのは、代議会は本国政府の要望に肯定的に対応している点である。募兵をめぐる決定について代議会が出した声明はその理由について説明しないが、上記のような本国への義務意識に加え、総督が八月二〇日の演説で、「二〇部隊を出す」という遠征への十分な協力で「この政府と人民は陛下の特別なご愛顧に推薦されることは保障される」と代議会に伝えているように、本国政府向けの政治的パフォーマンスの意図も含まれていたと思われる。西インド派兵当時、マサチューセッツは紙幣発行の許可（後述）、ニューハンプシャーおよびロードアイランドとの境界紛争など本国政府の許認可や裁定を必要とする問題を複数抱えており、代議会は一七四〇年六月二五日には「この重要な件を宮廷に請願するため」本国への代理の派遣を決定している。¹¹⁾したがって、代議会も本国政府からの評価を得ておくことは避けられないと考えていたことは確実であろう。

しかしながら、いまひとつ明瞭に看取されるのは、奨励金抛出や部隊編成への対応が示すように、代議会は本国の要請を受け入れつつも、同時に多大な人的・財政的負担を伴う海外派兵任務に対して、自らが一定のコントロールを及ぼすことを重視している点である。実際、八月三〇日の声明で、「五月の奨励金支払い決定の際には、…一〇〇〇人行くとは想定しなかった」と言うように、代議会は本国主導の遠征であっても、植民地が抛出可能な人的・物的資

源を設定して対応していた。八月三〇日の理由①②のように、独自の基準から遠征への協力について判断していることも、代議会が植民地の海外派兵への負担を一定の枠内に収めようとしていたことを示している。実際、代議会は遠征費用の拠出には慎重であり、追加の要請には固く応じなかった。例えば、割り当てが四部隊と判明した八月半ばに、自ら組織した志願兵部隊の遠征参加を求めるエルスという人物から遠征費用の援助を求められているが、代議会は閉却している。また上記の総督命令によって部隊が解隊した大尉ワイズの場合、公的な支給が受けられないまま自ら集めた兵とともに自費で西インドに遠征しており、戦後に措置への不平を本国政府に訴えている¹²⁾。この点で注目すべきは、代議会が追加部隊の要望を却下する理由の一つとして、対スペイン戦争に伴う植民地防衛の必要性を挙げている点である（理由③）。下記のように植民地防衛の負担は西インド派兵以上に重く、代議会が無際限の財政支出に慎重になる大きな理由として想定されていたと思われるのである。次に節を変えて、この点を掘り下げて検討しよう。

（二）植民地戦争と諸勢力の均衡破綻

代議会の指摘する植民地防衛は、一七三九年からイギリスとスペインの開戦に伴って浮上し、すでに財源をめぐって総督と代議会の間で議論された課題であった。一七三九年九月、本国の法改正によって、北米植民地各総督にスペイン船への私掠許可証を発行する権限が与えられたことから、北米への戦火の波及を予想したベルチャーは、植民地

内各地の防衛の不備を指摘し、代議会に防衛体制整備のための財政支出を要望している¹³。代議会は了承し、各地の要塞改修、守備隊の駐屯、および武器購入のため諸費用として一六〇〇〇ポンドの拠出を認めたものの、財源不足から、総督に担保とする税の賦課期間を一七四四年までとした追加の信用紙幣発行の許可を求めた。だが、本国から総督への事前の指令では、防衛のための紙幣発行とそれに伴う課税は一七四一年までに限定されていたため、ベルチャーは要望を却下した。代議会は、本国政府に同じ条件での紙幣発行許可を請願するが、枢密院も信用度の低い通貨の流通を懸念し、この請願を却下したのである¹⁴。代議会が想定した財源の確保に至らなかった結果、植民地の防衛体制の整備は停滞することになり、ベルチャーは一七四〇年三月にもこの件を代議会に訴えたが、事態は進展しなかった¹⁵。

しかしながら、代議会も防衛体制の整備自体に反対していたわけではない。代議会は、同年六月のベルチャーの演説に応じて防衛検討委員会を作って対応を協議しており、さらに西インド派兵要請への対応策と並行しつつ、七月には、同委員会報告を受け、植民地防衛政策を決定している。この際に代議会は、マサチューセッツ各地の要塞修繕費と守備隊の費用のみならず、沿岸防備用の軍艦購入など、前年には予定されていなかった軍需品の装備にすら着手した。要塞および軍艦には人員も必要であり、代議会はボストンのウィリアム要塞の守備隊用には奨励金を出して六〇人の兵士を集める措置を取っている。その結果、七月一六日に制定された支出法で、防衛費の合計は前年に予定した額を超える約二八五〇〇ポンドにまで膨張した（同法では費用の財源は二年の追加課税とされた¹⁶）。同日、西インド

派兵のために支出が確定した予算額は一七五〇〇ポンドであり、派兵にともなう財政負担の大きさが何えよう。代議会は、本国の戦争開始に伴って要請された西インドへの派兵のみならず、同時に北米で起こると想定される戦闘への防衛に対しても負担をする必要性を考慮し、西インド派兵への拠出を極力削減しようとしたのだと思われる。

では一七四〇年六月以後に代議会が植民地防衛を重く見るようになったのはなぜであろうか。すでに一七三九年九月と翌年四月に、ポストンのタウン代表は「砲台、ガレー、スループは処分し」「防衛がない状態」にある不安から、総会議と総督に軍艦建造や要塞設置などの防衛体制の整備を請願している。請願では、スペインの私掠戦のみならずフランスの私掠船から受ける被害、さらにポストンが他地域との沿岸交易に食料を頼っており、食糧難が起きることも不安材料とされた。¹⁷ 他方、同時期に新聞にも対スペイン戦争の不安が各地に広がっていたことを示す記事が見られる。『ポストン・ニューズレター』の三月二十八日―四月三日号には、マサチューセッツ南部プリマスからの情報として、スペイン人が「陸と海から」襲ってくる不安に関する記事が掲載されている。同記事では、上陸したスペイン人が同地の先住民を連行したものの、追跡した地元の名が何も発見できず、結局はジャマイカ船からの脱走船員によるものであったとの話題が掲載されており、各地で虚実取り混ぜた情報が流通していたことを示唆する。¹⁸ こうした不安は代議会にも共有されており、三月に参事会が防衛法案を否決した際には、代議会は「危機が増大しているのに」合意できなかったことを「驚き」としている。ただし、一七四〇年の七月までは、『ポストン・ニューズレター』紙上での北米におけるスペイン勢力の目撃情報は六件、そのうちニューイングランドは一件と、スペインが軍事的脅威と

して現実性を増したとは考えにくい。¹⁹⁾

むしろ代議会に防衛体制整備の決断を促したのは、対スペイン戦争が次第に北米特有の複合的な脅威に転化する可能性が出現したことであつたと思われよう。同年五月以来、ベルチャーは演説において辺境防衛上の不安に触れ、六月二三日の演説では、「東西の辺境、さらに遠方のカナダとの境界地帯であるノヴァ・スコシアからの情報によれば、インディアンがカナダからの誘いによつてフランスに引き寄せられ」「われわれに攻撃を仕掛ける恐れがある」と述べている。このような情報は新聞にも掲載されており、六月二日―九日付の『ボストン・ニューズレター』では、「東のフロンティアからの情報で、インディアンがカナダに引き付けられる。戦争に入ったことで沿岸と貿易が危なくなる。近隣インディアンが攻撃してくることに併せて危ない」とする記事が掲載されている。²⁰⁾ こうした情報を受け、状況を調査した委員会の報告が、代議会に植民地防衛の整備を促したのであつた。七月の代議会の防衛政策の決定において、ボストンや主要港のセーラム、マープルヘッドの要塞に加えて、マサチューセツツ領の北部飛び地メインに設置されている四つの要塞（サコ、リッチモンド、セント・ジョージ、フレデリック）の修繕が予定されているように、ベルチャーのいう辺境の不安とは、フランスの参戦によつて、メインを領土とする先住民ワベナキが戦争を再開する可能性を指している。²¹⁾

マサチューセツツとワベナキの戦争（アングローワベナキ戦争）は、一六七五年にニューイングランド南部で勃発した全面的な先住民戦争であるフィリップ王戦争の際、入植地が拡大しつつある北部メインにおいて、マサチュー

セッツがワベナキとの間にも戦火を波及させ、以後、約七〇年にも渡って長期化した戦争であった。戦争の基本的な原因は境界や通商をめぐる入植者とワベナキの紛争にあったが、大きく事態を転換させたのは一六八〇年代以後のフランスによるワベナキへの軍事支援やカトリックの布教などを通じた同盟政策の開始であった。フランスの加担は、戦争の規模を拡大させただけでなく、メインを英仏の帝国戦争の最前線に位置付けたのである。⁽²²⁾ 上記のように一七〇九年から一七一一年にかけて三度に渡り、マサチューセッツ主導でニューフランスへの大規模な軍事遠征が行われたが（一七二〇年は未遂）、その目的はニューイングランド辺境へのフランスとワベナキをはじめとする先住民連合による攻撃の土台の制圧であった。ただし、一七二二年に発生したダマー戦争の講和条約（一七二七年）を受けてマサチューセッツとワベナキの間には和平が確立し、一七二九年にベルチャーが総督として着任すると、ワベナキとの協調を外交方針として採用し、以後長期にわたる和平の確立に大きく貢献した。⁽²³⁾ したがって当該時期は一〇年ほど前から続く和平期間に該当すると言えよう。

とはいえ、一七三〇年代後半には、和平状況の下、メインでのマサチューセッツの事業家による入植活動が進んだことから、マサチューセッツとワベナキ間関係は再び悪化の兆しを見せていたことも事実である。例えば、一七三六年には、商人・製材業者ウォールドがマサチューセッツとワベナキの条約で承認されていない、半世紀前にワベナキの一首長が強迫されて署名した土地譲渡証書を用いてワベナキ領での入植や木材伐採活動に着手したために、ワベナキ首長からベルチャーに武力行使の脅迫を伴う不平が提出されている。マサチューセッツ政府・総会議はボストンにワ

ベナキ使節団を招いて解決に向けた協議を行い、ベルチャーと総会議はワベナキ側に有利な裁定を下すなど不満の鎮静化に努めた。だが、同時に彼らはワベナキの行動を不安視し始めている。一七三八年一月にはベルチャーは総会議に「辺境からの報告でインディアンが蜂起すると信じるに足る理由がある。…母国の事情が不安定なことがより不安」と演説し、翌年六月には代議会に「インディアン事情調査委員会」が設置されている。⁽²⁵⁾したがって、イギリス—スペイン戦争の勃発は、フランスがマサチューセッツに不満を持ち始めたワベナキに接近し、軍事行動を誘発すると考えられた可能性は高い。事実、フランス参戦によるワベナキ扇動という漠然とした不安にとどまらず、実際に両者が接近しているという情報もマサチューセッツ政府には寄せられていた。代議会が防衛検討委員会の報告を受け、植民地防衛政策を決定する直前の一七四〇年七月五日には、メイン在住の通訳から、ワベナキの一部族ペノボスコットの首長ローロンがカナダを訪問し、ワベナキが「フランスとイギリスの戦争を予期している」と語った情報が伝えられている。このように両者の接近はより現実性を持って捉えられたのである。⁽²⁶⁾

イギリス—スペイン間の戦争がフランス・先住民戦争へと拡大する懸念が植民地に存在したことは、ニューイングランドの辺境の現場ではより直接的に西インド派兵が人びとの懸念材料となっていたことから確かめられよう。メインに隣接し、同じく対ワベナキ戦争の戦場となってきたニューハンプシャーでは、一七四〇年八月四日、代議会は、総督ベルチャーの西インド派兵要請を厳しく批判している。批判の背景には代議会内の反ベルチャー派による対立姿勢やベルチャーの募兵要請の遅れへの不満があったが、代議会は、ベルチャーが同植民地の事情を考慮していな

いことも理由に上げている。すなわち同植民地がかつてカナダ遠征に兵を出したのは、自らの領土を攻撃するフランスと先住民勢力の本拠地を叩くためであり、西インド派兵は住民の理解を得られない可能性が高い。加えて「インディアンは常にフランスとの開戦の展望があれば問題を起こしており」、「最近、彼らは脅迫を行い、戦争を起こしかねない」ため、代議会は植民地防衛に人員を割くことを要望したのである。とはいえ、最終的には代議会は「国王軍に入隊する奨励を喜んで行う」ことを決議し、奨励金、さらには輸送費・食費を拠出した。²⁷ 上記のように、代議会は本国政府との良好な関係を維持するためにも、このような判断を行ったのである。

以上のように、マサチューセッツの西インド派兵における募兵プロセスの検討から浮かび上がるのは、西インド派兵要請以前から、イギリスの対スペイン戦争は植民地に防衛上の不安を惹起しており、代議会が西インドへの派兵要請に慎重に対応する一つの要因となったことであった。北米は、ヨーロッパ諸帝国が先住民を巻き込みつつ競合する大西洋世界の辺境という地政学的状況にあり、ヨーロッパの戦争は辺境でかろうじて成立していた均衡状態を崩しかねないと考えられたのである。総督ベルチャーは代議会に先じてこの状況を不安視したが、本国政府の勤務評定の圧力下にある勅任官僚であったが故に、西インド派兵への動員にも力を注いだと考えられよう。帝国戦争に伴うこのような植民地に課せられた複数の要請は、他の植民地ではいかなる結果を招いたのであろうか。次章で検討しよう。

第四章 北米植民地における帝国戦争と西インド遠征

本章では、マサチューセッツ以外の複数の植民地について、一七三九年の戦争開始に伴う総督（ないしは参事会）と植民地代議会の間で行われた防衛政策をめぐる交渉を検討し、その上でそれぞれの西インド派兵の募兵プロセスについて考察しよう。以下に見るように、対スペイン戦争開始は、マサチューセッツと同じく、北米の各地で防衛・治安上の議論を惹起したが、それぞれの植民地は、地政学的状況、社会構造、エスニック的構成、政治構造、植民地創設理念などが異なっており、その違いが植民地ごとに異なる結果をもたらしていたと言える。以下では、総督（および参事会）と代議会双方の史料が残存し、議論に関する状況の推移が理解可能な、ニューヨーク、ペンシルヴァニア、メリーランドについて検討する。

① ニューヨーク

中部のニューヨークにおいても、本国の対スペイン戦争開始は防衛面での不安を呼び、植民地の防衛体制が整備される契機となっている。一七三九年八月三〇日付の総督クラークのニューカッスルへの報告によれば、「私掠許可とロンドンの新聞のニュース」が「人々を驚かした」が、何より同植民地で不安視されたのは、「フランスがスペインに加わること」であった。⁽²⁸⁾ ニューヨークの北東部は、イギリスと同盟するイロコイ六部族連合の領土を挟んで、地理的にカナダに接している境界地帯であり、一七世紀末にフランスの攻撃を受け、以後も地政学的に北米の植民地全体

ジェンキンズの耳戦争における北米植民地の西インド派兵（一七四〇―四二年）（森） 一四三九

を防衛する「防波堤」として位置づけられていた。実際、ニューヨークは北米イギリス領において唯一、イギリス軍の独立四中隊が駐屯する植民地であった。⁽²⁹⁾ 同時期には、フランスがモホーク（イロコイ連合の一部族）領に接するクラウンポイントに要塞を建設しているという情報もあり、クラークは、九月以後、モホーク領内、セネカ領内のティエロンデクアット（Tierondequat）、サラトガに新たな要塞を建設し、またオンタリオ湖沿岸のオスウェゴ要塞の守備隊を増強するなど、防衛体制の強化を図った。⁽³⁰⁾ クラークからの財政支出要請を受けた代議会は、一七三八年にクラークが同様の案を提出した際には政治的対立から却下していたが、今回は承認した。「ニューヨークは大陸の他の植民地よりも脅威にさらされている」（九月二二日）と決議しているように、代議会自身が植民地防衛の必要性を考慮したのである。⁽³¹⁾

ただし代議会は、防衛費の負担が一九〇〇ポンド（年間支出の一／四、税の前借で拠出）と多額に上ることからも、防衛体制整備の要請が無制限になることを警戒していた。一七三九年九月二二日には、クラークが通常本国が負担している各守備隊への物資供給を議会に要請したことについて、「国王はこの負担を植民地から望んでいない」と分担を拒否している。翌年に本国から西インド派兵が要請された際にも、代議会は、植民地防衛に関する負担への懸念を持续させていたと思われる。実際、上記のように代議会は一七四〇年七月一二日に遠征に賛成の決議を行い、部隊の輸送費・食費に二五〇〇ポンドを拠出したものの、クラークの求める奨励金は拒否した。九月一〇日にクラークが一部隊一〇〇人分の費用の追加を求めた際にも、代議会は厳しく要求を却下している。代議会は、その理由を、そもそ

も本国からの指令で「遠征に植民地からの負担はない」とされたのに、自発的に二五〇〇ポンドを支出しており、追加負担は「現在の難しい状況」（九月一六日）では想定できないからだと説明している。この声明では「難しい状況」が何を指すか明らかでないが、本国政府から送られる武器費用の負担を拒否する一〇月四日の声明では、「植民地は重要な場所に多くの要塞を建設して苦しい状態にあり、このような状態では自費で武器を購入できない」と述べていることから、代議会が防衛費の負担の大きさを懸念していることが理解できよう。⁽³²⁾

以上のようにニューヨークでも、マサチューセッツやニューハンプシャーと同じく、西インド派兵と植民地防衛の両立の問題が総督と代議会の交渉に緊張をもたらしていた。ただし、マサチューセッツ以上にニューヨークのセキユリティは複雑な要素をはらんでおり、⁽³³⁾状況によって募兵活動にはさらなる制約が加わった。西インドでの戦役が続いていた一七四一年三月には、中心都市ニューヨーク市の人口の二〇%近くを占めた黒人奴隷が実行したとされる、ジョージ要塞や総督の邸宅を含む同市内各所への放火事件が発生している。黒人奴隷を扇動して北米植民地の主要都市を燃やそうとする、交戦中のスペインが送り込んだ「スペイン系黒人 (Spanish negro)」やカトリック宣教師による秘密裏の陰謀とする噂も広まったことから、同市は約一年に及ぶ社会不安の状況に陥っていた。⁽³⁴⁾この事件は最終的には約一五〇名の容疑者の逮捕、黒人奴隷三〇人の処刑に至る大事件となり、後述するメリーランドと同様に、帝国戦争は、植民地が大規模な被抑圧者集団を抱えることによるセキユリティ上の不安を肥大化させることを示していた。そして「黒人陰謀」事件の影響は西インド派兵にも及んだのである。

西インド遠征は疫病によって大量の死者を出したことから、一七四一年五月に西インド遠征軍中の本国陸軍大將からニューヨーク植民地に追加募兵が要請されている。しかしながら、総督クラークによれば、ニューヨークでは「黒人陰謀による放火によって、人びとの心は恐れている。またフランスとの戦争も不安」な中で、「人びとは軍に入らない」など、ニューヨーク社会の反応は前年よりも大きく後退した。クラークは代議会に対しても「王の名譽、大義、植民地の繁栄への熱意を示せる」などのアピールによって部隊の輸送費・食費の拠出を要望したが、代議会は要望を肯定しつつも、決定を先延ばしにした（クラークは「議会は拒否するはず」と予想している³⁵）。同年九月には、西インド遠征部隊がカルタヘナの制圧からキューバ侵略へと目標を変え、再度西インドから北米各植民地に新たな募兵要請が行われ、再びクラークは植民地議會に財政支援を要請している。この際も代議会は遠征を「すべての北部植民地にとって多大な利益」と評価し、「陛下に忠誠を示す」としつつも、放火事件によって植民地が財政難に陥っている状況を説明した後、「この植民地に支出として適切な額が不明」との理由で決定を延期した。最終的に十一月に代議会は費用を拠出したが、クラークの求める二〇〇人分ではなく、一部隊（九二名）分の費用「五〇〇ポンド以内」に限定したのであった。³⁶とはいえ、この決定は、大きな混乱の中でも財政支出に自らの制約を加えた上で、代議会が本国への軍事貢献を選択した結果とも解釈できよう。一七三八年以後、クラークは本国への報告で繰り返しニューヨークを「フロンティア」と表現し、先住民イロコイ領およびフランス領カナダと隣接していることや自由人口が少ないことを強調しているが、³⁷帝国戦争に伴って、植民活動の前線という状況の下で増殖する複数の不安に対処するため

にも、代議会は本国の評価を喪失しないことも重視したのだと言えよう。

② ペンシルヴァニア

第二章で述べたように、ニューヨーク南部のペンシルヴァニアでは、西インド派兵への対応の中で総督トマスと代議会の間で激しい対立が発生した。一七四〇年七月、派兵準備を進めるトマスに反発する代議会は部隊の輸送費・費の抛出を拒み、結局、九月に総督派の有力者や商人の義援金によって派兵が行われる異常事態を招き、他地域の新聞でも報じられるほどであった。³⁸ 同年一〇月には代議会が国王に不平請願を行い、他方でトマスが通商拓殖院に代議会の特権制限を訴えるなど、論争は双方が異なる政府機関に不平を申し立てる厳しい政治対立へと発展することになったのである。³⁹ ただし、ペンシルヴァニアについても、すでに前年の一七三九年のイギリスとスペインの戦争開始に伴って、植民地防衛が政治課題となっていたことは注目されよう。同植民地では他の植民地とは異なって防衛問題は総督と代議会の間に激しい論争を引き起こす結果を招いており、西インド派兵をめぐる論争はその延長線上に行われたという側面を持つのである。

一七三九年一〇月、他の植民地と同じく、総督トマスは対スペイン戦争の勃発とフランス参戦の可能性という情報を受け、同月一六日に代議会を招集している。そこで彼が代議会に求めたのは、民兵制度設立法案の作成であった。クエーカー教徒の領主ウィリアム・ベンの植民地創設理念であった平和主義原則の下、ペンシルヴァニアでは民兵をはじめとするイギリス領植民地に一般的な防衛体制が存在せず、トマスは帝国戦争の再開で「世界の状況が変わっ

た」以上、「防衛なしの状態から目を覚ます」（一月五日）ように代議会に訴えたのである。⁴⁰だがクエーカー教徒が議席の九割を占める代議会は提案に反対し、一月二八日以後、トマスとの間で翌年まで続く論争となった。⁴¹論争を通じて代議会は、一貫して、民兵法は住民の二／三を占める多数派のクエーカー教徒に「良心の自由」を保障した特権を侵害することを論拠に反対している。また選挙でもクエーカー派が勝利している以上、「圧倒的多数が民兵制度に反対している」（一七四〇年一月二三日）ことも反対理由であった。植民地防衛については、代議会は、スペインのような外国に対しては本国が植民地を防衛すべき（「国王が臣民に保護を与える」（一月二八日）であり、自己防衛は必要との主張を展開した。他方、トマスは「宗教原理は敵から守ってくれず」（一〇月一六日）、「信仰の自由」が「財産を守る王の手を縛る」（一月二三日）ことはあつてはならないと述べているように、住民の財産を守るために植民地防衛を信仰上の特権に優先するよう主張している。⁴²トマスはまた、「本国の好意も常に守ってくれるとは限らない」（一月二三日）と述べ、帝国戦争の状況下では、本国に防衛を依存することが難しく、植民地政府に住民の生命と財産を守る責任があると論じた。このように植民地防衛をめぐる代議会と総督の主張は、植民地と本国の防衛責任をめぐる正反対の立場を取るものであった。そのため両者の議論は平行線をたどり、一七四〇年五月の議会議期にあたってトマスは代議会を批判しつつ民兵法案成立を断念した。⁴³

こうした植民地防衛のあり方をめぐる対立は、同年七月から西インド派兵をめぐる総督と代議会の論争が起ころい因となった。同年四月、トマスは募兵を開始したが、民兵論争の結果、軍務につく意思を持つ住民が不足しているこ

と、また代議会が兵員集めのための奨励金拠出に反対することを考慮し、募兵開始当初から、自由人の入隊を基本とした他の植民地とは異なって奉公人にも入隊を奨励した⁴⁴。その結果、早くも五月には多数の奉公人が主人の同意なく入隊したため、チェスター郡やフィラデルフィア郡の製造業者や農家などからの不満が代議会に寄せられている。七月二日に本国の追加指令を受けたトマスが代議会に部隊の輸送費・食費を求めるまでには、すでに約三〇〇人の奉公人が各部隊に入隊を終えていた。七月末には七中隊（約七〇〇人）の編成が終わっていたが、一方で住民からは「ペンシルヴァニア史上最大」（八月五日の代議会声明）と呼ばれるほどの不平が寄せられた。その結果、代議会はトマスの要求に強硬に反発し、「奉公人の解放までは」財政支出を拒否すると宣言し（七月三〇日）、奉公人の除隊を拒否するトマスとの間で長期間に渡る政治対立を引き起こす論争の引き金となったのである⁴⁵。代議会の基本姿勢は、奉公人の損失回復という住民利害を代表して総督の動員方法に反対することであったが、七月七日の代議会議長キンゼイによる「総督の命じる動員費用への支出は良心の自由に反する」との声明以来、従軍奨励金などの軍事支出には宗教的信条からも反対を貫いており、彼らが西インド派兵に原理的な立場からも反対したことが理解できよう⁴⁶。

もつとも議論を通じて代議会是非クエーカー教徒の自由人の従軍は認め、かつ奉公人の除隊とひきかえとしつつも、「国王への貢献」の名目で三〇〇〇ポンドの拠出を認める（八月九日）など、クエーカー教徒の宗教信条に抵触しない形式で本国の軍事行動を支援した。他の植民地と同様、同代議会も本国への忠誠の表明による評価（宗教上の特権の安堵も含む）や、自らの平和主義を保つための本国による軍事的保護などの利益を求める姿勢を共通させてお

り、政治的パフォーマンスとして戦争貢献の姿勢を提示せざるを得ない現実との妥協を図ることに抵抗は少なかったと言えよう。実際、代議会は「クエーカー教徒は武器保有への資金拠出に反対」しつつ、国王への貢献によって「臣従を証明したい」と議論の間も繰り返し主張している。この点はトマスも共有しており、「他の植民地は自らの幸福を考え国王に忠実にしている」など、軍事貢献が植民地の利益のために示すべき基本的姿勢であると論じたのである。¹⁷⁾

むしろ両者の妥協を困難にしていたのは、前年の植民地防衛をめぐる議論から引き続き、帝国戦争に際して植民地は本国の戦争行動にどの程度／どのように関わるべきかという立場の差異であったと考えられよう。¹⁸⁾ トマスは、上記のように新たな帝国戦争の状況を考慮し、植民地が自ら「王と国民が熱望する遠征」に最大限に貢献すべきと考え（少なくとも声明上では）、マサチューセッツ総督ベルチャーと同じく、将校任命辞令数の三（三〇〇人分）を超える七中隊の編成を遂行しようとしていた。トマスが遠征費用のみならず、従軍奨励金を代議会に求めたのは、奉公人の動員を控えつつ、最大限に自由人の入隊を促す意図に基づいていた。総督トマスの主張の上では、植民地は、本国による帝国全体の経済や安全に関する基盤整備の下で、利益を享受する立場にあり（「陛下の優しく寛大な統治の下で繁栄。自由を享受し多くの移民がくる」）、派兵が植民地から帝国全体への貢献を示す貴重な機会である以上、最大限の兵を送るべきだと理解されたのである。¹⁹⁾ 他方、八月五日以後の議論で主張するように、代議会にとっては、奉公人の募兵をせずつともペンシルヴァニアはすでに定員を満たし、本国の求める戦争貢献を行うことができる以上、トマスの動員手法は正当性を欠くものであった。こうした代議会の考えは、「王と臣民の利益は不可分」であるという契約

的本国―植民地関係理解に基づいていた。彼らにとって本国への貢献は、(宗教的信条を含む)「植民地の状況」に応じて行うものであり、最大限に兵を送るなど本国の利益を優先することは本国―植民地関係の理想像に反していた。⁵⁰⁾だが遠征賛成派の商人が代議会への請願(八月六日)で「宗教的な考慮によって(本国への貢献という)重要な仕事」が妨害されている」と言うように、こうした代議会の姿勢は、新たな帝国戦争の状況下での戦争貢献を重視する立場にとつては、宗教的信条に代表される「私的な考慮」に固執しているにすぎないと映ったのである。⁵¹⁾

このようにイギリス―スペイン間の戦争勃発に伴う防衛問題と西インド派兵要請は、ペンシルヴァニアでは総督と代議会の間に政治対立という結果を招いた。検討したように、奉公人の動員による住民の個別利害への侵害が戦時下で認められるのかどうかという問題に加えて、総督トマスの帝国戦争への対応が植民地の代議会にはペンシルヴァニア植民地の創設理念を揺るがしかねない脅威と判断されたことが、対立の根底に存在した問題だと言えよう。事実、代議会は、西インド派兵をめぐる論争が平行線をたどった八月二九日の声明の冒頭において、「時は変わる。平和的で良心の自由がある状態が危険にさらされている。市民権と宗教的権利は唯一の社会の合理的基礎であったが、今や政府と矛盾している」と述べ、事態を体制に関わる原理的な立場から解釈したのである。⁵²⁾

③ メリーランド

ペンシルヴァニア南部のメリーランドでも、一七三九年のイギリス―スペイン間の戦争開始以後、特に西インド派兵要請後は、ペンシルヴァニアと同じく、参事会(同植民地では総督が任命し、その意見を代弁する役割)と代議会

の間で植民地防衛と西インド派兵をめぐる激しい論争が行われた。メリーランドの論争から観察できるのは、植民地の成立過程と単一作物輸出型経済に基づく社会構造から派生したエスニック集団が戦時には巨大な不安として浮上し、戦争対応に関する植民地議会の議論を大きく左右したことである。

同植民地では、一七三九年六月というやや早い段階で、参事会がヨーロッパの情勢とりわけイギリスとスペインが開戦した場合のフランスの参戦を不安視している。そのため参事会は、武器購入を目的としてタバコ輸出税から一ホッグスヘッド当たり三ペンスを財源として拠出する法（以下、武器補充法）が年内に期限切れとなることから、その更新を代議会に要請した。だが、この際には代議会は応じず議論は中断した。⁽⁵³⁾ しかしながら、翌年四月二三日に行われた総督オーグルの議会開会演説以後、同法案の更新問題も含め、スペインーイギリス間の戦争への対応をめぐって参事会と代議会の論争が勃発することになった。演説でオーグルは、他の植民地と同じように、代議会に西インド派兵への協力を訴えたが、同時に、黒人奴隷反乱やフランスの侵攻など対スペイン戦争がもたらすセキュリティ上の脅威に対しても防衛策を講じるように求めた。代議会は「早く将校任命辞令が待たれる」など西インド派兵に積極的であり、四月末までに、奨励金二六〇〇ポンドの支出などを定めた従軍奨励法案、また一七四一年までの時点で既存の法を延長する新たな武器補充法案を作成して参事会に承認を求めた。⁽⁵⁴⁾ しかしながら参事会は、これらの法案を厳しく批判し、中断を挟んで七月末まで続く論争が引き起こされたのである。

メリーランドでも、マサチューセッツやニューヨークと同じく、当初、論争で問題となったのは海外派兵と植民地

防衛のジレンマであった。五月八日以後、参事会は従軍奨励法案について、奨励金の財源が武器補充用の財源から転用されることになっており、植民地防衛の財源が不足すること、また従軍した場合の債務免除条項があるため、債務者が無制限に西インド遠征軍に入隊し、植民地防衛の兵員が欠落することなどを批判した。「海外での本国への貢献が、フランスの脅威に対して自己保存をしていないと解釈され、偽の情熱と（本国に）解釈されてしまう」（五月八日）と言うように、参事会は、法案にある西インド派兵への人的・財政的資源の投入方法では、植民地防衛が軽視されていると理解したからであった。⁵⁵ 参事会は対スペイン戦争がもたらすセキュリティ上の不安を強調し、「辺境から八―一〇日で入植地を攻撃する」カナダのフランスに加え、スペイン・フランスの扇動下、「真の不安材料」カトリック系住民、「これほどわれわれのなかにいる」黒人奴隷（五月八日と二三日の参事会声明）など、抑圧を強いられ不満を持つ植民地社会内のマイノリティ集団の動きが起こると主張した。⁵⁶ 参事会は、植民地防衛は帝国全体の利益のためにもむしろ優先的に取り組むべき課題であり、西インド派兵の重視は表層的な政治的パフォーマンスとして植民地の評価を下げかねないと主張したのである。参事会は代議会の植民地防衛軽視の姿勢は武器補充法案にも見られると批判した。同法案は「一七四一年で効力を失う」と規定されているが、先行きの見通せない戦争である以上、短期に失効すべきではないと主張したのである。その結果、参事会は法の有効期間を最長九年まで延長することを提案した（五月一三日）（※時期については交渉中に変化）。ただし「われわれの意志が他の帝国の部分と同じように積極的だと示す必要がある」（同上）と言うように、参事会は派兵を通じて本国の評価を得る必要性も説いており、代議会に

は派兵と自己防衛の両立を求めたのであった。⁽⁵⁷⁾

以後、両法案をめぐって参事会と代議会の間では、七月まで相互の批判の応酬が続いた。もつとも議論の大半は、必ずしも派兵や防衛自体を問題にしていたわけではない。むしろ対立は、代議会が、総督と参事会が武器補充法を長期化させることで議会の審議を経なくても財源を持ち、毎年議會を開催する「自由人の権利を侵害」(五月三〇日)する陰謀であると批判したことによる政治性の強いものであった。⁽⁵⁸⁾ 彼らの主張は、一七三二年に総督に就任したオーグルの下、総督給与の関税からの(議会の審議を経ない)支出や総督のパトロネジ独占など、メリーランド政界で進む総督派閥の寡頭支配への対抗措置として行われた面が大きかったのである。⁽⁵⁹⁾ 一方、メリーランド住民の多数を占めるタバコプランター利益の確保という点で共通する両院は、植民地特有の複数のセキュリティ上の不安を抱える状況では、西インド派兵への協力と植民地防衛体制の整備の必要性について大枠では一致していたと言えよう。実際、従軍奨励法案については、六月初頭に代議会が派兵される兵卒を少額債務者に限定して植民地に残る兵員数を確保し、かつ黒人奴隷とラム酒の輸入税を財源に設定したことから妥協が成立した。武器補充法は妥協ができずに未成立となったが、代議会は「われわれは自己防衛を怠る愚か者ではない」(七月二六日)と言うように、植民地防衛を重視する姿勢も強調していた。彼らは自分たちの主張する短期の時限立法の方が「母国から供給される武器は毎年増減する」(五月一四日)という状況に適すると主張していたのである。⁽⁶⁰⁾

とはいえ一連の論争を観察すると、両院は、対外不安の実態の評価について、またいかに植民地として脅威に対処

すべきかという点については意見が大きく分裂していたことが判明する。とりわけ実体が不明確な「本土の敵」カトリックと黒人奴隷の脅威に関して、両院は相反する認識を抱き、対立は相互のスキャンダラスな批判にすら及んだ。少数派のカトリックが不安材料となるかどうかについても両院は対称的な立場に立ったが（例えば代議会指導者キャロルが旧カトリックであることを参事会は公然と暴露して批判した⁶¹）、認識の差がいつそう顕著に現れたのは黒人奴隷反乱の不安についてである。

輸出作物タバコ生産の労働力を黒人奴隷に依存する社会経済体制に立脚するメリーランドは、当該時期には四〇%以上の世帯が黒人奴隷を所有し、奴隷人口は約二〇%に達していた。一七三〇年代にはヴァージニアで山間部への黒人奴隷の逃亡事件が頻発していたことから、すでに当該時期にはメリーランドでも黒人奴隷反乱の勃発が不安視されていた⁶²。だが特に総督オーグルと参事会が「黒人反乱の恐怖」を強調したのは、黒人奴隷の密告によって一七四〇年一月にプリンス・ジョージ郡のセント・ポール教区でランサムという奴隷が主導して「二〇〇〇人の奴隷を糾合して白人を殺す」反乱陰謀が計画されたとの情報が拡散し、実際にランサムと数人の奴隷が逮捕されたからであった。オーグルは首都アナポリスで独立連隊を編成し、奴隷反乱を軍事的脅威と想定して対応したものの、結局、有罪となって処刑されたのはランサム一人で、以後も騒動は勃発しなかった⁶³。そのため同事件は、両院がそれぞれの立場から反乱の可能性を解釈する余地を与えたのである。代議会は五月一〇日の声明で、「植民地中に黒人についてのノイズが広がった」ものの、少数の首謀者を処罰し、「植民地を脅かす前兆はない」と主張し、対スペイン戦争自体が「噂」に

すぎないことから、防衛費の拡大を迫る参事会に不信を抱いた。⁽⁶⁴⁾ 他方で「逮捕以上のことは知らない」と言うように、参事会も奴隷反乱に関して確実な情報を持たなかったが、スペインとの戦争下である以上、「カトリックの宣教師が関わっていた」（五月二三日）などと憶測に基づく主張をし、黒人奴隷反乱勃発の可能性を高く見積もった。こうして参事会は、「黒人の陰謀に無関心」（五月一五日）の代議会は統治能力を欠くと批判したのである。⁽⁶⁵⁾ 両者の不信感で、代議会が参事会を「本土の敵」と揶揄して参事会が憤慨し、他方で参事会は「大変な不信があり、代議会と友好的で親和的な合意に行きつくのはほとんど不可能」（五月二九日）と言うほどにエスカレートするに至っている。⁽⁶⁶⁾

このようにメリーランドでは帝国戦争に伴って生じる「内部の敵」の脅威については、植民地議会両院の解釈は乖離しており、戦争対応をめぐる論争を左右する一因となっていた。ただし参事会が「これほど黒人がわれわれの中にいる」という植民地の社会状況に関する不安については、代議会が共有していたことも事実である。代議会は短期的な反乱の可能性は否定しつつも、将来的な反乱勃発の可能性は重視しており、一連の議論の最中にも（五月二六日）、黒人とアイルランド人奉公人の輸入税の新設によって彼らの人口増大を抑える（「増えすぎを抑える」）方策を参事会に提案している。⁽⁶⁷⁾（※税の半額を西インド派兵の費用に充当）。このようにヨーロッパの新たな帝国戦争と、本国による植民地への西インドへの派兵という形で行われた負担の要請は、メリーランド植民地社会がカトリック教徒や黒人を、潜在的な不満を抱える集団として包摂していることをクローズアップしたのだと言えよう。

おわりに

本稿は、近世におけるヨーロッパに端を発する帝国戦争が海外地域とりわけヨーロッパの植民地にいかなる意味を持つていたかを基本的な問いとし、ジェンキンスの耳戦争に際して行われた北米植民地の西インド派兵を具体的事例として考察した。ここから以下の点が明らかになったと考えられよう。

従来から指摘されてきたように、西インド派兵は、本国の要請の下、北米植民地が初めて行った海外への軍事遠征であり、以後、七年戦争に至るまで北米植民地のイギリス軍への編入が慣例化したことから、北米植民地の帝国戦争への関与における新たな段階の開始となった。本稿が明らかにしたように本国による植民地兵の動員は、一八世紀半ばに「臣民の利益」に奉仕する戦争というイギリスの帝国戦争が新たな側面を持ったことに伴う政策であった。ただし、植民地に対して本国が持つ物理的強制力の少ない帝国体制の制約下において、イギリス政府が植民地人の動員を必要としたことは、以後も続く特有の動員手法を生むことになった。すなわち、植民地の西インド派兵への動員は強制的手段によるのではなく、イギリス政府が「大西洋帝国の利益」の機会を植民地の幅広い社会層に約束し、自発的に従軍を促す形式が採られたのである。その結果、西インド派兵は植民地にとって非日常的な機会として捉えられることになった。実際、各植民地の募兵の検討からもペンシルヴァニアで拘束からの解放を目指して大拳遠征部隊に入隊した年季奉公人や「イギリス軍将校」の地位を欲したアメリカ連隊の大尉候補者のように、一定の人びとに遠征軍

への参加を促したのは、従軍が提供する多様な機会であったことが判明する。また、従軍が提供する機会には、植民地人が「イギリス帝国の一員」というアイデンティティを実感し、かつ本国から帝国体制上の地位について認知を受ける貴重な機会も含まれていたことも確認できる。例えば、一七四一年三月、ジャマイカに派兵されたマサチューセッツの部隊は、戦闘前であったにもかかわらず、疫病で約四分の一の兵と数人の将校を失い、さらにイギリス海軍が中隊の兵と将校の一部を強引に徴募したことで、部隊の組織的一体性も損なわれていた。だが、こうした状況を報じた直後に『ボストン・ニューズレター』は次のように報道している。

すべての兵は約束通り、国王陛下からの前払い金と制服を受け取った。これによって彼らは見違えるようである (put new Life into them)。閱兵に際して、彼は非常に立派に見えた。北部植民地の政府が喜んで募兵し、多くの兵を送ったことは、海軍提督と陸軍大將閣下には非常に喜ばしいこととして映っていた。⁽⁸⁾

むしろこの言辭は政治的アピールを含蓄していよう。いずれにせよ、従来の研究も強調するように、帝国戦争が植民地にとって「イギリス人」として明確に地位・認知・利益を得る機会であったとすれば、西インド派兵がその嚆矢となつたことは間違いない。

そしてこのように植民地が積極的に本国政府の派兵要請に応じることが証明されたことで、西インド派兵は、以後

の帝国戦争における北米植民地の兵員抛出の慣例化の道を準備したと言えよう。事実、募兵完了後の早い時点から、国務大臣ニューカッスルは北米植民地人の動員継続を示唆している。一七四〇年一二月にニューカッスルがロードアイランド総督に送った手紙では、「王は募兵の報告書を受領した。植民地の臣民に *spies* があることがわかる。今回よりも多くの数が募兵できていたかもしれない。おそらく今後も兵は求められる」と述べている⁽⁶⁾。そして一七四一年九月には、すでに兵の半数以上を失ったカルタヘナでの敗戦後に転戦したキューバでの戦闘継続のために、西インドに駐留するイギリス陸軍司令官は、北米各地に植民地人のアメリカ連隊大尉を募兵官として派遣し、「肥沃な土地と温暖な気候への入植」「イギリス軍の保護」など、あらためて利益の提示によって植民地人の募兵を行っている⁽⁷⁾。以後も七年戦争に至るまで、帝国戦争の際に北米植民地人の軍事動員が続けられたのは、植民地人自身が派兵を通じ、「人員のプール」というイギリス帝国内における自らの位置付けを具体化したためであったと言えよう。

しかしながら、本稿が西インド派兵の募兵をめぐる植民地議会の対応の分析を通じて強調したのは、従来の研究が、以上のような帝国体制に植民地を包摂する点を強調し、帝国戦争が植民地に持つ多角的な面を看過してきたことである。第三―四章で論じたように、イギリスの対スペイン戦争が勃発した後、北米各植民地は、遠隔地である西インドへの派兵要請に応えただけでなく、同時に自らの「本土」でヨーロッパ諸国との戦争に備えることにも着手していた（あるいは植民地内で対処をめぐる争いが勃発した）。しかも検討から明らかとなったように、対スペイン戦争は、ヨーロッパ諸国による攻撃への不安を越え、それぞれの植民地がその成立過程、また経済活動と入植地の拡大に

伴って抱えることになった不安定要因を悪化させると考えられていた。例えば、北部のマサチューセッツ、ニューハンプシャー、ニューヨークは、一七一三年のユトレヒト条約後もフランス植民地との境界が不確定なまま、境界地帯に居住する先住民と講和条約を結ぶことで勢力均衡を保っていたが、帝国戦争の勃発は均衡を崩壊させる懸念を各種植民地に与えていた。ペンシルヴァニアの場合、平和主義という植民地の創設理念と戦争の矛盾が表面化した一方で、本稿では十分扱えなかったが、奉公人の動員は植民地が別の面での問題を抱えている点を明るみにしていた。ペンシルヴァニア代議会が「イギリス国王と議会は黒人奴隷より白人サーバントの輸入を奨励」したために、植民地の経営者は奉公人に頼らざるを得ず、奉公人の動員が続けば「貿易も衰退する」と述べているように、西インド派兵は、強制労働力の輸入に依存する不安定な植民地の経済構造を直撃したのである。秩序維持という別の側面からではあるが、強制労働力が帝国戦争時には不安定要素へと転じることは、黒人奴隷反乱という形でニューヨークやメリーランドでも実感されていたことであった。

ニューヨーク総督クラークが「フロンティア」であると言うように、帝国戦争は北米がヨーロッパ諸勢力が角逐を繰り返す大西洋地域の「辺境」であり、なおかつ開発の場であることを露呈したが、その帰結として北米大陸が内包する問題が、本国の派兵要請に対する植民地議会の対応を大きく規定したのだと言えよう。代議会は、西インド派兵への協力は、利益の上でも、本国からの認知の上でも必要不可欠な行為として自明視したが、その一方で、ペンシルヴァニア代議会が「植民地の事情」と表現するように、あくまで植民地が可能な範囲を設定した上での協力であっ

た。事実、上記『ボストン・ニューズレター』の記事において「喜んで多くの兵を送る」と書かれているマサチューセッツの部隊は、実際には代議会が総督の要望する部隊数を削減した上で送り出したものであった。植民地代議会は総督の要求が過度に「植民地の事情」を侵害したと考えた場合、ペンシルヴァニアに見られるように、強硬な対応も辞さなかったのである。事実、一七四〇年の時点では表面化しなかったが、派兵部隊に大量の死者が出るなど植民地の人的負担の重さが明らかになると、植民地社会の対応は変化した。例えば、一七四一年一月に上記の追加募兵が行われた際、ボストンでは西インドから帰還して募兵活動を行うウインズロウ大尉（註6参照）に対して、市の治安判事や治安官も加担して、「募兵将校と部下の一部は殴打され、骨をおられ、全ての関係者が脅迫され」「集めた兵は強引に連行される」という暴力的な妨害活動が発生している。ウインズロウは総督シャーリに不平請願し、代議会に損害賠償の請願を試みたものの、代議会は「何の回答も出さず」に取り合わず、再度ウインズロウがシャーリに請願して、一七四二年一月にようやく「兵の逃亡への損害賠償」を受け取ったのであった。⁽²⁾ 本稿が扱う一七四〇年という時点は、植民地も本国も帝国戦争の運営を開始したばかりであり、このような形で露呈された問題も萌芽的なものに過ぎなかった。以後の帝国戦争について、より深い分析を行うためにも、本稿が行った複眼的な視点からの考察は有効ではないだろうか。

- (1) 固定給与問題とは、財政支出権限権を持つ代議会が給与によって総督のコントロールをできないよう、給与固定制度を代議会から取り付けるよう本国政府が総督に指示し、しばしば各植民地の総督と代議会の間での争いを招いていた問題である。ヘルチャーは代議会の減額要求（一〇〇〇ポンド）を受け入れつつ、固定制度を確保した。Stephan Foster: "Another Legend of the Province House: Jonathan Belcher, William Shirley, and the Misconstruction of the Imperial Relationships," *The New England Quarterly*, 77, 2004, 185-188; William Pencak, *War, Politics, and Revolution in Provincial Massachusetts* (Boston, North Eastern University Press, 1981), 91-113.
- (2) Washington C. Ford, et. al. eds, *Journal of House of Representatives of Massachusetts Bay*, Boston, MSH, 1927 (以下 *HJ*), v.18, 9-12, 55.
- (3) *HJ*, v.18, 67; Boston *Newsletter* (以下 *BNL*), 7.3-10; Minutes of Council, July 7, in *Massachusetts Archives Collection* (以下 *Mass. Archives*), 1622-1799, v.82, 11; *HJ*, v.18, 78; *Mass. Archives*, v.82, 111. 当初の九名は Goffe, Phillips, Stewart, Prescott, Richards, Furney, Wise, Ruggles, Barker である。九名が選ばれた経緯は不明な点が多い。後述するウィンスロウのように有名な人物はヘルチャーの推薦であるが、他は今後の検討が必要である。七月半ばに Budget が追加で任命されている。BNL, 7.17-24; Minutes of Council, August 4, in *Mass. Archives*, Vol. 82, 119.

(4) *HJ*, v.18, 78, 90. 七月二十九日には参事会が「ベルチャーから将校任命辞令四セットを入手」¹⁾ Goffe, Prescott, Philips, Stewart に渡すために命じられた。Minutes of Council, July 29, in, *Mass. Archives*, v.82, 117.

(5) Foster, "Another Legend of the Province House," 189-198. ベルチャーの証言については、Belcher to Richard Partridge, in *The Belcher Papers*, Collection of Massachusetts Historical Society, 6th ser., VI-VII, Boston, Massachusetts Historical Society, 1893-94, v. 2, 313.

(6) Minutes of Council, August 14, in *Mass. Archives*, Vol. 82, 120. 実際、後述するようにペンシルヴァニア総督のトマス・ハズレルチャーと同型の解釈を取った総督もあり、同植民地でも、定数以上の募兵が行われていた。Samuel Hazard, ed., *Pennsylvania Provincial Council, Minutes of the Provincial Council of Pennsylvania*, 4, Harrisburg, 1851-1853 (以下、*CR*), 429. ウィンスロウは、辞任したバーカーの代わりに大尉に任命されていく (Minutes of Council, August 14, in *Massachusetts Archives*, v. 82, 120)。ウィンスロウはプリマスの建設当初の総督を数代に渡って務めた名家の当主であり、マサチューセッツ遠征軍でも一七四一年の再募兵の際にリクリーターに任命されるなど、特別な地位についている。ウィンスロウは、西インド遠征への従軍を期に軍人として出世を遂げ、悪名高いノヴァ・スコシアのアカデミア人追放では追放政策の実行部隊を率いたことでも知られる。*BNL*, 1740-41, 3, 12-19, 1741, 7, 30-8, 6, 8, 6-13, *HR*, v.19, 87-89. ウィンスロウのキャリアについては歴史研究は存在しないが、以下の伝記を参照のこと。http://www.biographi.ca/en/bio/winslow_john_4E.html (二〇一〇年十一月十三日アクセス) を参照。

ジェンキンズの耳戦争における北米植民地の西インド派兵 (一七四〇—四二年) (森) 一四五九

(7) Charles Henry Lincoln, *Correspondence of William Shirley: Governor of Massachusetts and Military Commander in America, 1731-1760*, University of California Libraries, New York, 1912, v.1, 22. 辞任の申し出は「バーカーのみであるが (Minutes of Council, August 14, in *M4*, Vol. 82, 120)「ベルチャーが西インド遠征の将軍カスカートに「任命辞令が四以上な くてみな落胆…行くのを拒否。ウインスロウを説得した」と言うように、辞令を受けられなかった部隊は遠征への参加に抵抗 を示したと思われる。Belcher to Cathcart, in *The Belcher Papers*, v.2, 331.

(8) Minutes of Council, August 4, in *Mass. Archives*, v.82, 119; Certificate of John Furney, *Ibid.*, v.72, 518-520.

(9) *HJ*, v.18, 103, 109. この際の代議会による部隊の監査記録は残っていないが、すでに七月二九日の段階で参事会が行った部隊 の調査でも、各部隊は奉公人、戦闘不能者、欠席者を多数抱えており、必ずしも十分な編成ではなかった。各部隊の正規の戦 闘可能者は以下。Goffe—84; Philips—92; Stewart—81; Richards—82. *Mass. Archives*, v.72, 155. キャリーの訴えは、*HJ*, v.18, 105.

(10) *Mass. Archives*, v.72, 534-536; *HJ*, v.18, 113, 116; Belcher to Newcastle, *The Belcher Papers*, v.2, 337.

(11) ヘルチャーの演説は、*HJ*, v.18, 94. ニートンンブシャーとの境界争いについては、*HJ*, v.18, 62 のほか、Foster, "Another Legend of the Province House," 211; W. L. Grant and James Munro eds., *Acts of the Privy Council of England, Colonial Series*, vol. 3, 1720-1745, Kraus Reprint, Nendeln, Liechtenstein, 1966, 592-601 を参照。

(12) 八月三〇日の声明は、*HJ*, v.18, 109. ヘルスの請願は、*Ibid.*, 98. フォイスは解隊前には奨励金などの支出を受けている。Minutes

of Council, July 28, in *Mass. Archives*, v. 82, 116; Alfred E. Jones, "American Regiment in the Cartagena Expedition," *Virginia Magazine of History and Biography*, 30, 1922, 11.

- (13) 一七三九年に「全イギリス臣民」への私掠の機会が開放され、北米各地で私掠船の機装と船員需要が拡大した点については、Carl Swanson, "The Competition for American Seamen during the War of 1739-1748," *Man and Nature / L'homme et la nature*, vol. 1, 1982, 119-129. ヴルチャーの要請は *HJ*, v.17, 115. 私掠に関する海軍省からの指令はローゼンアイランドの史料に見られる。Gurtrude Skimball, ed., *The Correspondence of the Colonial Governors of Rhode Island, 1723-1775*, Boston and New York, 1902, v. 1, 159.
- (14) *HJ*, v.17, 125-129, 187, 208. *BVL*, 1739, 10.4.23.
- (15) *HJ*, v.17, 235, 243.
- (16) *Ibid.*, v.18, 16-17, 84; Massachusetts, ed. *Acts and Resolves, Public and Private of the Province of Massachusetts Bay*, Boston, Wright and Porter, 1874, v.2, 1012-1015. 西インド遠征の費用については *HJ*, v.18, 78.
- (17) Boston Record Commissioners ed., *A Report of the Record Commissioners*, Boston, Rockwell and Churchill, 1886, v.15 (Selectmen's Records, 1736-1742), 199, v.12 (Town Records, 1728-1742), 231-232, 254, 271. ホストンの防衛については、チャーも一七三九年九月の段階で特に「陸のフロンティア」などの表現を使ってスペインの私掠に対して注意を促しており、広く脅威は認識されていたと思われる。 *BVL*, 1739, 9.13.20 を参照。

ジェンキンズの耳戦争における北米植民地の西インド派兵（一七四〇—四二年）（森） 一四六一

- (18) BNL, 1739, 328-43. 近年、ダウドはイギリス植民地ではこのような外敵に関する噂がしばしば大きな緊張を引き起こしていることから、植民地の秩序が脆い均衡の上に成り立っていたと論じている。Gregory Evans Dowd, *Groundless: Rumors, Legends, and Hoaxes on the Early American Frontier*, Johns Hopkins University Press, 2015. また近年重視されている感情史に関連して、北米植民地時代史では特に「恐怖」が人びとの心性や規範を大きく左右したことが強調されている。この点については、Laurie Henneon, "Introduction: Adjusting Fear in Early America," Henneon and L. H. Roper, eds., *Fear and the Shaping of Early American Societies*, Brill, Leiden and Boston, 2016, 1-37.

- (19) *HJ*, v.17, 243. 一七四〇年三月末から七月初頭にかけて同紙に掲載されたスペインーイギリスの交戦記事の六割(二八/四六)が、カリブ海での私掠船を中心とする戦闘であり、北米大陸に関する情報は少ない(七/四六)。北米での目撃情報は、BNL, 1739, 118-15 (ヴァージニア沖合でイギリスの私掠船がスペイン船を拿捕)、1115-22 (サウスカロライナ沖合で、スペイン軍艦目撃情報)、1740, 110-17 (ヴァージニアにスペイン船の情報)、1740, 124-31 (ジョージアのアメリカ島にスペイン人上陸)、1740, 529-66 (ジョージア沖合でスペイン船目撃)、1740, 612-19 (ロードアイランドからスペイン私掠目撃情報)。むしろスペインの私掠が現実の脅威となるのは一七四一年になってからであり、ニューヨーク、ペンシルヴァニアでは沿岸部の都市への攻撃が行われた。

- (20) *HJ*, v.18, 10, 55. ノヴァ・スコシアに関するベルチャーの情報源は、『ポストン・ニューズレター』七月三日—一〇日のアレクサンダー船長の証言に関する記事である。同記事では、ノヴァ・スコシアでフランス派先住民がイギリスの対スペイン開戦の情報を

対フランスと思い込み、イギリス船の拿捕に乗り出したが、アカディア人女性のとりなしで事なきを得たことを伝えている。この情報は『ペンシルヴァニア・ガゼット』など他地域の新聞でも報じられており、先住民戦争の不安が広く共有されていたことを示している。*Pennsylvania Gazette*, 1740, 731. フランス参戦の噂は『ポストン・ニューズレター』でも多く報じられているが、同紙一七四〇年一月一〇日―一七日号において、フランスからポストンに来た人が、フランスではスペインとフランスの合同軍の噂でもちまきなりなど伝える記事を掲載しており、市中でも情報が広まっていたことを窺わせる。

- (21) *B.N.L.*, 6.12-19; *H.J.*, v.18, 62, 84. ポストンのキャッスル要塞への支出は四五〇〇ポンドであるのに対して、メインは四つの要塞で三〇〇〇ポンドである。だがポストンに近いセーラムが九〇〇ポンド、マープルヘッドが一八〇〇ポンドであることを考慮すれば、メインを重視しているとも言えよう。

- (22) アングローワハナキ戦争については、以下の文献が総合的に扱っている。Kenneth M Morrison, *The Embattled Northeast: The Elusive Ideal of Alliance in Abenaki-Euroamerican Relations*, Berkeley, 1984; Andrew Miller, "Abenakis and Colonists in Northern New England, 1675-1725," Ph.D. thesis, Johns Hopkins University, 2004. 時期的な展開については Judd W. Richard, Edwin A. Churchill, and Joel W. Eastman, eds., *Maine: The Pine Tree State from Prehistory to the Present*, University of Maine Press, 1995, 119-142 が詳しい。マハリッペン王戦争期については Kenneth M Morrison, "The Bias of Colonial Law: English Paramoia and the Abenaki Arena of King Philip's War," in *The New England Quarterly*, 53, 1980, 363-387, ウェリアム王戦争期については Jenny Hale Pulsipher, "Dark Cloud Rising from the East": Indian Sovereignty and the

Coming of King William's War in New England," in *the New England Quarterly*, 80, 2007, 583-613. ハン女王戦争期については, Emerson W Baker and John G. Reid, "Ameindian Power in the Early Modern Northwest: A Reprisal," *William and Mary Quarterly* 3d. Ser., Vol. 61, 2004, 77-106 を参照する。

- (23) ワベナキとワサチヌーセツの外交交渉は以下の研究を参照。David L Ghere, "Mistranslations and Misinformation: Diplomacy on the Maine Frontier, 1725-1755," in *American Indian Culture and Research Journal*, 8, 1984, 3-20. Idem, "European Diplomacy with the Eastern Abenaki, 1725-1750," *Proceedings of the Meeting of the French Colonial Historical Society*, 19, 1994, 87-100. John G Reid, *Essays on Northeastern North America: Seventeenth and Eighteenth Century*, University of Toronto Press, 2009, 153-170. Sahila Belmessous, "Wabanaki versus French and English Claims in Northeastern North America. c. 1715," in Belmessous, ed., *Native Claims: Indigenous Law against Empire: 1500-1920*, Oxford University Press, 2011, 107-128. イルチャーの対ワベナキ外交の詳細については、近年のサタマンの研究を詳し。Ian Saxine, "The Performance of Peace: Indians, Speculators, and the Politics of Property on the Maine Frontier, 1735-1737," in *New England Quarterly*, 87, 2014, 379-411. Idem, *Properties of Empire: Indians, Colonists, and Land Speculators on the New England Frontier*, New York University Press, 2019.
- (24) Saxine, "The Performance of Peace," 399-402. ナホルノの不平に関する交渉は、ワトの史料を参照。Cecil Hedram, ed., *Calendar of State Papers, Colonial Series, America and West Indies*, London (迄は CSP), Public Record Office, 1933, v.42.

247-251; *HJ*, v. 14, 70-71, 79, 90-93; *Ibid.*, v.15, 17, 30, 38, 40, 65, 70-71, 104-106. ウォールドは本文中で見たベルチャー退任工作でシャーリと協力したが、彼のベルチャーへの敵意はこの一件が理由であったと考えられている。Foster, "Another Legend of the Province House," 189-198. また一七三九年にはメインのプレザンブスコット川のワベナキ支族からもダム建設に対する不平がマサチューセッツ政府に寄せられている。この件については Lisa T. Brooks and Cassandra M. Brooks, "The Reciprocity Principle and Traditional Ecological Knowledge: Understanding the Significance of Indigenous Protest on the Presumpscot River," in *International Journal of Critical Indigenous Studies*, 3, 2010, 11-28; James Pinny Baxter, ed., *Documentary History of Maine*, Portland: Maine, 1869-1916 (以下「*Bax. Mss.*」), v.23, 257.

(25) *HJ*, v. 16, 99; v. 17, 89.

(26) *HJ*, v. 18, 79; *Bax. Mss.*, v.23, 273. 同年七月にメインのリッチモンドとセント・ジョージ両要塞に総督の伝令で行ったストーリー大尉からも「カナダ政府がアラサグンテコックスに贈答品を与え、彼らを通じて、メインの主要部族ペノボスコットに同じような誘いをしているとの情報が寄せられている。実際に同年八月のマサチューセッツ政府とローロンの会合では、ローロンがカナダを訪問したことを語っている。ローロンはその後に領土や通商（特に毛皮価格）に関する不平を述べており、カナダ訪問は交渉材料であった可能性が高い。Bax. Mss., v. 23, 262; Acts and Resolves, v. 12, 701.

(27) Nathaniel Bouton, ed. *Documents and Records relating Province of New Hampshire*, Nasua, 1871, v.5 (1738-1749), 72-75. ニューハンプシャーではフランス・ワベナキとの戦地に近いことから西インド派兵への募兵も大きな困難を抱えた。大尉に任
ジェンキンズの耳戦争における北米植民地の西インド派兵（一七四〇―四二年）（森） 一四六五

命されたエアは、見込みあるタウンに募兵に行くものの、「一〇〇人集めるのに莫大な費用がかかる」にも関わらず、徒勞に終わった。エアはニューハンプシャーの場合、「いつも戦争にさらされている」ために、人びとが地元を離れることを躊躇すると述べらる。Ibid., v. 18, 149.

- (87) Lieutenant Governor Clark to Newcastle, in E. B. O'Callaghan, ed., *Documents relative to the Colonial History of the State of New York* (NYCD), v. 6, Albany, 1855, 147.

- (88) Douglas E. Leach, *The Northern Colonial Frontier, 1607-1763*, Holt, Rinehart, and Winston pub., New York, 1966, 114-118; Idem, *Arms for Empire: A Military History of the British Colonies in North America, 1607-1763*, Macmillan, New York, 1973, 102-103. オルズニーが北米の軍事的要衝として帝国政策に位置づけられる過程については、Kurt William Nagel, "Empire and Interest: British Colonial Defense Policy, 1689-1748," Ph.D. diss., Johns Hopkins University, 1992 が最も詳しい。四中隊については Stanley M. Pargellis, "The Four Independent Companies of New York," in W. T. Root, ed., *Essays in Colonial History Presented to Charles McLean Andrews by His Students*, Yale University Press, New Haven, CT, 1931, を参照。

- (89) *Journal of the Votes and Proceedings of the General Assembly of the Colony of New-York, Began the 9th day of April 1691; and ended the 27th day of September, 1743, v. 1, Published by Order of the General Assembly*, ECCO, printed Editions, 2010 (以下、NYJV), 759-761. Tierondequat はイギリス側の史料上の表記であり、その他の史料では Irondequoit (アイロンデクワイ)とも表記され、現在の地名となっている。セネカ領の入植地であったが、一七一六年にオルバニー商人が西方のフランス同盟

先住民との交易のために拠点を設けた。一七三四年にはフランスが侵攻するという情報をクラーク総督は得て、本国に報告している。アイロンデロイトについては、以下を参照。Leach, *Arms for Empire*, 71-72; Daniel K. Richter, *The Ordeal of Longhouse: The People of the Iroquois League in the Era of European Colonization*, Chapel Hill, NC, 1989, 246-247; Christine Petto, *Mapping and Charting in Early Modern England and France: Power Patronage and Production*, Lexington Book, Lanham, Md, 2015, 133.

(31) NYJV, v. 1, 761. カッツによれば、クラークはフロンティアに土地利害を持つオルバニー商人とつながりを持つモリス派の優遇のために防衛政策を講じようとしたが、対立派閥のクラーク派は反発したため一七三八年には実現しなかったとされる。一七三九年にはクラークが固定給与の要望を引き下げ、要塞への支出が実現した。いずれにせよ防衛の必要性について両者が合意したことは確実である。Stanley N. Katz, *Newcastle's New York, Anglo-American Politics, 1732-1753*, Harvard University Press, Cambridge, MA, 1968, 152-155.

(32) *Ibid.*, 761, 777-778, 784. なおニューヨークの支出はマサチューセッツに比べて少ないように見えるが、これは植民地貨幣の交換比率の違いによっており、実質的な額は大差ない。マクスカーの研究によれば、一七四〇年にマサチューセッツポンドはイギリスの一〇〇ポンドに対して、五二五ポンドであり、ニューヨークは一六六である。したがって、ニューヨーク代議会の拠出した二五〇〇ポンドはマサチューセッツでは約七九〇〇ポンドに相当する。ニューヨーク代議会は五中隊分の拠出を想定しており、マサチューセッツの想定した一〇中隊とすると一五八〇〇ポンドとなる。これはマサチューセッツ代議会が拠出した

ジェンキンズの耳戦争における北米植民地の西インド派兵（一七四〇—四二年）（森） 一四六七

一六五〇〇ポンドと近い額である。John J. McCusker, *Money and Exchange in Europe and America, 1600-1775: A Handbook*, University of North Carolina Press, Chapel Hill, 1978, 141, 164.

- (33) ここでは十分展開できないが、防衛負担は、先住民との同盟関係の維持にも影響を及ぼす問題であった。ニューヨーク政府はイギリスと同盟しつつも、一七〇一年以来、フランスとも講和条約を結んだイロコイ連合のフランスへの接近を避けるため、イロコイと毎年の会合を開き、同盟の更新と紛争解決を行っていた。しかしながら、クラークが対仏戦争が発生するとフランスからの干渉が恐れられ、「モホークも扱いが悪く不満があり、カナダに行ってしまう」（一七三九年八月三〇日）と言うように、離反の可能性は常に存在した（NYCD, 6, 147; NYJV, 756）。一七四〇年五月、クラークは、ニューヨークに到着する准将ブレイクニーへの応対とイロコイとの会合が重なり、代議会との間で優先順位をめぐる協議になっている。最終的にはクラークはイロコイとの会合をキャンセルせざるを得なかった。Ibid., 777. イロコイとニューヨークとの関係については上記のリクターのほか、研究は多いが、差し当たり以下を参照。Daniel K. Richter, "Cultural Brokers and Intercultural Politics: New York-Iroquois Relations, 1664-1701," *Journal of American History*, 75, 1988; Jon Parmentar, "'Onenwahatighsi Sa Getho Skaghnughudigh" Reassessment: Haudenosaunee Relations with the Albany Commissioners of Indian Affairs, 1723-1755," Nancy L. Rhoden, ed., *English Atlantic Revisited: Essays Honouring Professor Ian K. Steele*, Montreal&Kingston, 2007, 235-283; Timothy J. Shannon, *Iroquois Diplomacy on the Early American Frontier*, Penguin Books, 2008.
- (34) 「一七四二年の黒人陰謀事件」については、ラインボウとレディカーのように黒人奴隷や下層労働者が横断的に結束した蜂起

として理解する立場も存在するが、階級反乱の存在そのものに否定的な見解も多く、ルポアなどの近年の研究は、パニックの原因はジェンキンスの耳戦争に伴う対スペイン不安が広がる中、黒人奴隷の起こした小規模な放火事件をきっかけに、裁判官を発生源として空想的な「スペインの扇動による黒人奴隷の反乱陰謀」が広まった結果にあるとの説を唱えている。Peter Linebaugh and Marcus Rediker, *The Many-Headed Hydra: Sailors, Slaves, Commoners and the Hidden History of the Revolutionary Atlantic*, Beacon Press, MA, 2000, 203-210; Jill Lepore, *New York Burning: Liberty, Slavery, and Conspiracy in Eighteenth-Century Manhattan*, Vintage Books, 2005. 7)の事件に関する基本的な理解は、Michael Kammen, *Colonial New York: A History*, Oxford University Press, NY, 1975, 283-286. 近年の研究としては以下がある。Peter Hoffer, *The Great New York Conspiracy of 1741: Slavery, Crime, and Colonial Law*, University Press of Kansas, 2003; Richard E. Bond, "Shaping a Conspiracy: Black Testimony in the 1741 New York," *Early American Studies*, 5, 2007.

(35) NYCD, v. 6, 187, 195.

(36) Ibid., 301; NYV, v. 1, 809, 823.

(37) Clarke to Board of Trade, NYCD, v. 6, 150; Clark to Newcastle, Ibid., 166.

(38) フィラデルフィアの新聞『アメリカン・ウィークリー・マーキュリー』は、遠征軍の出発に際して、「遠征が暴拳という意見を持つ人びとには、大きな心配と驚きを与えた。だが、「イギリス」国民の名誉と幸福が心にある者にとっては、喜びと満足を与える機会であった」と政争が議会内の議論から世論に波及したことを伝えている。 *American Weekly Mercury* (以下

ジェンキンスの耳戦争における北米植民地の西インド派兵(一七四〇—四二年)(森) 一四六九

AWM), 1740.9.10-18. マサチューセッツの『ポストン・ニューズレター』では、同じニュースについて「議会が総督と合意なしに解散した」と政争の存在を伝えており、北米全体の世論においては西インド派兵をめぐって植民地内に対立が生じたことが問題視されたことを示している。BNL, 1740.9.11-18. 他方で地元紙の『ペンシルヴァニア・ガゼット』（フランクリン経営）は政争については伝えず、「すべての兵は喜びに満ち溢れている」など、遠征への肯定的な側面のみに触れている。これはむしろ同紙の政治的位置に関わっていると言えよう。Pennsylvania Gazette, 1740.9.18. ペンシルヴァニアの将校や義援金の支援者について William A. Foote, "The Pennsylvania Men of the American Regiment," *Pennsylvania Magazine of History and Biography*, 7, 35.

- (39) 一連の経緯については Alan Tully, *William Penn's Legacy: Politics and Social Structure in Provincial Pennsylvania, 1726-1755*, the Johns Hopkins University Press, Baltimore and London, 1977, 23-38 に詳し。一七世紀末からペンシルヴァニアの体制上の平和主義と戦争加担の問題は、領主とクエーカー主体の代議会の間で大きな政争となってきたが、後述するようにジェンキンスの耳戦争までには両者の妥協点が見出されていた。Frederick B. Tolle, *The Quaker Merchants of Colonial Philadelphia, 1682-1763*, University of North Carolina Press, 2011 (originally published in 1948), 3-24; Craig W. Horle, Jeffrey L. Scheib, Joseph S. Foster, David Haugard, Carolyn M. Peters, and Laurie M. Wolfe, eds., *Lawmaking and Legislators in Pennsylvania, Volume 2, 1710-1756*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1997, 71-77.

(40) CR, v. 4, 354-355.

(41) 当該時期のクエーカーの議席については Horle, et. al. *Lawmaking and Legislators*, 135; Richard R. Beeman, *The Varieties of Political Experience in Eighteenth Century America*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2006, 211.

(42) CR, v.4, 367-368, 372-375.

(43) Ibid., 381; George E. Reed, ed., *Pennsylvania Archives Series, Vol. 1, Paper of Governors, 1681-1647*, Harrisburg, PA, 1900, 717.

(44) 一七四〇年四月に、総督は当地の新聞『アメリカン・ウィークリー・マーキュリー』と『ペンシルヴァニア・ガゼット』に依頼し、西インド遠征への従軍希望者は、氏名を記載した各郡の「ジェントルマン」に申請するようにとの募兵広告を掲載した (CR, v.4, 395)。同広告には「入隊希望者が氏名を隠したい場合、厳密に守られる」など、当初から身元の怪しい人物の入隊を想定した条件が記されている。AWM, 43-10, 17-24, 424-51, 58-15, トマス自身も七月二日の声明において、議会が奨励金を出さないために、奉公人を募兵したと述べている (CR, v.4, 424)。総督が動員数を満たすために奉公人を動員した点については、

Sharon V. Salinger, “To Serve Well and Faithfully”: *Labor and Indentured Servants in Pennsylvania, 1682-1800*, Cambridge University Press, N.Y., 1987, 58-59.

(45) 住民の請願は ‘Gurtrude Mackinny’, ed. *Votes and Proceedings of the House of Representatives of the Province of Pennsylvania*, Philadelphia, 1931 (以下 ‘Votes’), v. 3, 2564, 2570, 2586. 以後の議論については CR, v.4, 422-443, 448-469; *Votes*, v. 3, 2600-2604 を参照。

(46) CR. v.4. 425, 435.

(47) 代議会は議論の当初、この財政支出の手法について、無条件に是認していた (CR. v.4. 426)。だが、七月一日からの一ヶ月の停会後、奉公人の入隊を問題視し、西インド派兵の支出を行う代りに奉公人の解放を行うよう主張するようになっていく。代議会が停会中に地元に戻り、奉公人の入隊に批判を浴びたことさらなる住民の請願がなされたことが背景にあったと言えよう (CR. v.4. 436-443)。軍事貢献を拒否する代わりにイギリス国王に財政貢献をすることで、植民地の国王への忠誠と平和主義を両立させる手法は、一六九三年のウィリアム王戦争時にニューヨーク総督フレッチャーからオルバニー防衛を要請された際に端を発し、一七一一年のアン女王戦争中のカナダ遠征の際にも使われた。ホールなどによれば、一七世期のクエーカーが聖書上のローマ帝国へのキリスト教徒の税支払いを正当化する論理を用いたことによるといふ。Horie, et. al., *Lawmaking and Legislators*, 72. 代議会の主張は CR. v.4. 425, 435. トプスの主張は、Ibid., 450.

(48) グリーンを筆頭に、アメリカとイギリスが本格的に対立する一七六〇年代以前から本国―植民地間には帝国理解について差異があり、アメリカ独立革命時の本国―植民地間の政治的議論の底流をなしたと考えられている。この点については、以下の研究を参照。Jack P. Greene, "An Uneasy Connection: An Analysis of the Precondition of the American Revolution," in Stephen G. Kurtz and James H. Hutson, eds., *Essays on the American Revolution*, Williamsburg, 1973, 33-80; Idem, "Empire and Identity from Glorious Revolution to the American Revolution," P. J. Marshall, ed., *The Oxford History of British Empire Vol. 2: The Eighteenth Century*, Oxford, 223-234; Peter C. Messer, *Stories of Independence: Identity, Ideology, and History in*

- Eighteenth-Century America*, Dekalb, 2005, 3-4; Craig Yirsh, *Settlers, Liberty, and Empire: The Roots of Early American Political Theory, 1675-1775*, New York, Cambridge University Press, 2011. 拙稿「フロンティアとイギリス帝国の公共の利益——18世紀前半マサチューセッツ東部メインの帰属をめぐる論理の相克——」遠藤泰生編『公共文化の胎動・建国後の合衆国における植民地社会の規範の継承と断絶に関する研究』（科研費報告書 課題番号19202022）二〇二一年。
- (49) *Vote*, v. 3, 2630. この引用文は参事会による代議会への声明であるが、トマスも「臣民全体の権利、貿易、航海の保持のため」に「各自が貢献すべき論じつあり (Ibid., 2632)」、同じ立場に立っていると発言す。
- (50) *CR*, v.4, 451,455.
- (51) *Ibid.*, 481, 455; *Vote*, v. 3, 2615. 請願の全文については、*AWM*, 17408,7-8,14 を参照。
- (52) *Vote*, v.3, 2648.
- (53) メリーランドにおける西インド派兵の経緯については、以下の論考で扱われているが、参事会と代議会の議論について詳しく考察はなされていない。C. C. Hall, “Maryland’s Parts in the Expedition against Cartagena,” *Maryland Historical Magazine*, (以下、*MHM*), 2, 1907, 146-159; Leander McCormick Goodheart, “Admiral Vernon His Marylanders and His Medals,” *MHM*, 30, 1935, 240-257. 一七三九年の議論は、Bernard C. Steiner, ed., *Archives of Maryland, Proceedings and Acts of General Assembly of Maryland*, Baltimore (以下、*Archives of Maryland*), 1921, v. 40, 270-279.
- (54) *Archives of Maryland*, v.40, 424-425, 430-433.
 ジェンキンスの耳戦争における北米植民地の西インド派兵（一七四〇—四二年）（森） 一四七三

- (55) *Ibid.*, 433-446.
- (56) *Ibid.*, 444, 456-457.
- (57) *Ibid.*, 452, 463-465.
- (58) *Ibid.*, 461, 458-459, 466-469, 484-485; v. 42, 82-89.
- (59) Audrey C. Land, *Colonial Maryland: A History*, KTO Press, New York, 1981, 146-178. 実際、代議会は、会期中に総督に属する酒場営業権の付与権限を立法化し、かつ総督のみならず郡役所にも手数料を与える法の制定を、武器補充法案の制定との取引で参事会に承認を迫るなど、総督権限の制限を目論んでいた。*Archives of Maryland*, v.42, 10, 16-18, 127, v.40, 485, 80.
- (60) *Ibid.*, 522-525; v.42, 3-10, 20, 23, 89; v.40, 458.
- (61) メリーランドは本国で迫害されたカトリックの避難所としてカルバート卿によって設立された植民地であった。もともとカルバートはカトリック植民地の創設を目論んだわけではなく、入植者増加のためプロテスタントの移住も歓迎して一六四九年の寛容法などを制定し、信教の自由体制の確立を目指していた。だが名誉革命後、メリーランドではプロテスタント体制が確立して国教会が制定協会となった。一方で議会は一七〇四年の反カトリック法でカトリックを公職から排除し、さらに一七一八年には投票権を剥奪するなど、カトリックの公的領域からの排除を進めたのである。そのため一八世紀前半までにカトリック住民の多くはプロテスタントに改宗していた。とはいえ、キャロルのような富裕層をはじめ、一定割合のカトリックは存在し、領主への忠誠を表明しつつ、メリーランドに居住し続ける道を模索した。教会も一五存在していたと言われる。キャロルは

一七一五年にアイルランドから移住した医者であったが、大西洋貿易にも進出し、さらに土地取得によって大プランターともなった（一七五五年には二八〇〇エーカーの地所を保有した）。カトリック信条を保持したか否かはともかく、大プランターとしては参事会と利害を共有したと言えよう。これらの点については以下を参照。和田光弘『紫煙と帝国：アメリカ南部タバコ植民地の社会と経済』、名古屋大学出版会、二〇〇〇年、第一章；Beatriz Betancourt Hardy, “Roman Catholics, Not Papists: Catholic Identity in Maryland, 1689-1776.” *MHM*, 92, 1997, 139-161; Land, *Colonial Maryland*, 127-129, 158-159; Thomas L. Purvis and Richard Bulkin, *Colonial America to 1763*, Facts on File, N.Y., 1999, 181.

(62) Purvis and Bulkin, *Colonial America to 1763*, 128-129. 当該時期にはヴァージニアでは奴隷が山間部に逃亡し、メルーン共同体を建設してゐると不安視された。Warren R. Hofstra, *The Planting of New Virginia, Settlement and Landscape in the Shenandoah Valley*, Baltimore: Johns Hopkins Univ. Press, 2004, 66-67, 86-87.

(63) 前年に起こったサウスカロライナのストノ反乱や翌年のニューヨークの事件に比べれば、メリーランドの黒人奴隷陰謀事件は知名度が低い。実際、両事件とは異なり、他の植民地の新聞では報じられておらず、同時代においてもすぐに噂は沈静化した。この事件を扱った研究としては、以下を参照。Alan Kulikoff, *Tobacco and Slaves: The Development of Southern Cultures in the Chesapeake, 1680-1800*, University of North Carolina Press, 1986, 329-330; Land, *Colonial Maryland*, 168; Justin James Pope, “Dangerous Spirit of Liberty: Slave Rebellion, Conspiracy, and the First Great Awakening, 1729-1746.” M.A. thesis, The Columbian College of Arts and Sciences of The George Washington University, 2014, 276-289.

ジェンキンスの耳戦争における北米植民地の西インディアン派兵（一七四〇—四二年）（森） 一四七五

- (45) *Archives of Maryland*, v.40, 451, 485.
- (46) *Ibid.*, 444, 457, 461.
- (47) *Ibid.*, 496, 492.
- (48) *Ibid.*, 488; v.42, 127.
- (49) *BNL*, 1741, 312-19.
- (50) Gurttrude S.Kimball, ed., *The Correspondence of the Colonial Governors of Rhode Island, 1723-1775*, Boston and New York, 1902, v. 1, 188.
- (51) *HJ*, v.19, 86-89.
- (52) *Vote*, 2600.
- (53) Captain Winslow's Complaint of Ill Treatment while recruiting in Boston, *Mass. Archives*, v.72, 580-581, 627-629.